

【令和7年度近江八幡市結婚新生活支援補助金 Q&A】

○対象者について(新婚世帯)

Q1 対象年齢は、いつの時点での年齢を指しますか。

申請時に提出の「婚姻届受理証明書」または、「婚姻後の戸籍謄本等」に記載されている、婚姻日時点での満年齢です。夫婦ともに39歳以下の世帯が対象となります。

Q2 婚姻日における年齢はどのように確認しますか。

婚姻証明書や戸籍謄本など、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類で確認します。その際、年齢計算に関する法律第 2 項および民法第 143 条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。

Q3 令和7年度における新婚世帯の婚姻期間はいつから対象となりますか。

令和7年1月1日から令和8年2月27日までの間に婚姻届を提出し、受理されている場合に限り
ます。

Q4 近江八幡市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、交付申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所(近江八幡市)と同一になっている必要があります。

Q5 再婚の場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、夫婦の双方または一方が、過去にこの補助金(他の地方自治体における同様の補助金を含む)の交付を受けたことがある場合は、対象となりません。

Q6 複数回、市内で転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。

原則1回の申請となります。ただし、近江八幡市内への転居かつ再申請となる場合のみ、補助上限額の範囲内までは補助対象となります。

Q7 「夫婦の双方が近江八幡市に3年以上継続して居住する意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合は、申請できますか。

申請時に転勤等の市外への転出予定が定かでない場合であれば申請可能です。直近に市外へ転出することが明らかな場合は対象になりません。

また、年度末に申請世帯の転出等の有無について、各種関係機関に照会を行う場合がありますのでご了承ください。

Q8 生活保護受給世帯の場合も補助の対象になりますか。

対象になります。ただし、本補助金の対象となる経費について、生活保護による生活扶助や住宅扶助、その他の扶助・補助制度を利用している場合、その部分については対象になりません。

Q9 公営住宅に居住する場合も補助の対象になりますか。

対象になります。ただし、本補助金の対象となる経費のうち、公的な補助を受けている場合は、その部分については補助の対象になりません。

○対象者について(継続補助世帯)

Q10 転居により、令和6年度の申請時点と住民票の住所が変更となった場合、補助の対象になりますか。

市内転居の場合のみ対象となります。申請の際、住民票の住所が新たに居住する住宅の住所と一致するかを確認するため、再度、物件にかかる契約書や住民票等、書類の提出を求める場合があります。

Q11 離婚した場合は補助の対象になりますか。

対象となりません。また、継続補助世帯については、その後に再婚した場合においても、補助の対象外となります。

○申請について

Q11 いつまでに申請をすればいいですか。

令和7年6月2日から令和8年2月27日までの間に書類をご提出ください。ただし、予算の範囲内で実施となりますので、令和8年2月27日より前に受付を終了する可能性もありますのでご了承ください。

また、申請期日を超えて書類を提出した場合は、いかなる理由があっても受付は致しかねますので、ご了承ください。

Q12 これから婚姻届の提出や引越し等を予定している場合、事前に申請できますか。

事前に申請はできません。実際に、引越しや婚姻がなされ、対象費用の支払いを終えた後、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となります。

Q13 婚姻届受理証明書や戸籍謄本はどこで発行できますか。

婚姻届受理証明書は、婚姻届を提出した市町村に請求してください。また、戸籍謄本は、本籍のある市町村に請求してください。

Q14 上限金額に達するまで、何度も申請できますか。

補助上限に達していなくても、新婚世帯、継続補助世帯を含め、年度中に原則1回限りの申請となります。(Q6の場合を除く)

○対象となる費用について

Q15 どの期間に支払った費用が対象ですか。

令和7年4月1日から補助金の交付申請日までに支払った費用が対象です。申請日以降に支払う予定の費用は対象になりません。

Q16 住居や賃貸物件をリフォームする場合は、補助の対象になりますか

リフォーム費用については、補助の対象外になります。

Q17 どのような費用が対象となりますか。
主に、住宅購入費(近江八幡市内の住宅を購入した際に要した費用)、住宅賃借費(近江八幡市内の住宅を賃借した際に要した費用)、引越費用(近江八幡市内に引っ越した場合に、引越業者・運送業者に支払った費用)が対象となります。 詳細については、5頁に記載する「補助対象費用一覧」をご確認ください。
○住居について
Q16 家賃を前払いしたいのですが、対象になりますか。
<u>令和7年4月1日から令和8年2月27日</u>までに支払ったもので、令和8年3月分までの家賃であれば対象になります。 <u>ただし、対象期間外の家賃については、対象期間内に支払われていても対象外となりますのでご注意ください。(※令和8年4月分以降は対象外)</u>
Q17 新婚夫婦以外の名義で契約した住宅取得費または住宅賃貸費は対象になりますか。
対象になりません。夫婦いずれかの名義の口座から取得費用または賃借費用が引き落とされている場合であっても同様です。
Q18 夫(妻)の実家に転入してきたが、補助の対象になりますか。
婚姻を機に夫婦のいずれかが転入することが前提であり、引越し費用があれば対象になります。 ただし、対象になるのは引越し業者や運送業者に支払った費用のみで、自分で荷物を運んだ場合のレンタカー費用や荷物を宅配便で送った送料等は対象外です。
Q19 親などの親族と同居する場合も、補助の対象になりますか。
対象になります。ただし、住宅の取得や賃借のための契約名義が新婚夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを新婚夫婦のいずれかが行っていることが必要です。
Q20 親族が保有する物件を賃借又は取得した場合は補助の対象となりますか。
<u>三親等以内の親族が保有する物件</u>を賃借又は購入する場合は、補助の対象になりません。 上記以外の場合は、補助の対象となりますが、住宅購入や賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが客観的に確認できる書類の提出が必要になります。
Q20 夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に、もう一方が入居した場合、補助の対象になりますか。
<u>「同居開始日以降」の費用</u>に限り対象となります。「同居開始日」は、住民票や賃貸借契約書等で確認できる日となります。 また、婚姻を前提とした同居と認められない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限りです。 なお、前提として、対象経費は、<u>令和7年4月1日～令和8年2月27日までの間に住宅を購入・賃借した場合に生じる費用に限りです。</u> 詳細については、6頁に記載する「賃借に係る補助の始期について」をご確認ください。

Q22 売買(賃貸借)契約した住宅の住所に、引っ越しが終わっていない(住民票を移動させていない)が、補助の対象となりますか。
対象になりません。夫婦いずれかの名義の口座から購入費用または賃借費用が引き落とされている場合であっても同様です。
Q23 住宅手当の支給を受けていない場合でも、住宅手当支給証明書の提出は必要ですか。
必要です。住宅賃借費用に対する補助金をご希望の方は、申請時点で働いている方全員(夫婦とも、アルバイト、パートも含む)が、支給の有無に関わらず提出してください。 住宅手当支給証明書が提出できない場合は給与明細等で住宅手当の支給を受けていないことを確認させていただきます。ただし、離職等により住宅手当の支給を受けていないことを確認できる書類が提出できない場合は、個別にご相談ください。
○所得について
Q24 所得とは何を示しますか。
所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出します。個人に複数の所得がある場合(例:給与収入と一時所得など)はこれらを合算します。 ・給与所得者の場合:1年間の給与等の収入金額 - 給与所得控除額 ・自営業者の場合:1年間の売上金額 - 必要経費
Q25 所得は、どの時点の所得(課税)証明書を見ればいいですか。
補助金の申請日時点で発行される直近の所得(課税)証明書をご提出ください。本補助金の申請受付が、令和7年6月2日以降としておりますので、直近の所得(課税)証明書とは、基本的に、令和7年度所得(課税)証明書となります。 源泉徴収票では受け付けていません。また、夫婦二人の合計所得金額の合算が、500万円未満の世帯が対象です。「収入」ではなく「所得」ですので、ご注意ください。
Q26 婚姻を機に離職した場合は、所得はどう算出されるのですか
夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合についても、Q25 に記載の所得証明書により、世帯の合計所得を算出します。
Q27 貸与型奨学金の返済額が分かる書類とは何ですか？また、所得から控除できる年間返済額の期間はいつからですか。
学資金返還証明書、または、支払額および支払先が明記された通帳の写しです。対象期間は、所得証明書の期間と同一期間になります。

対象経費一覧表

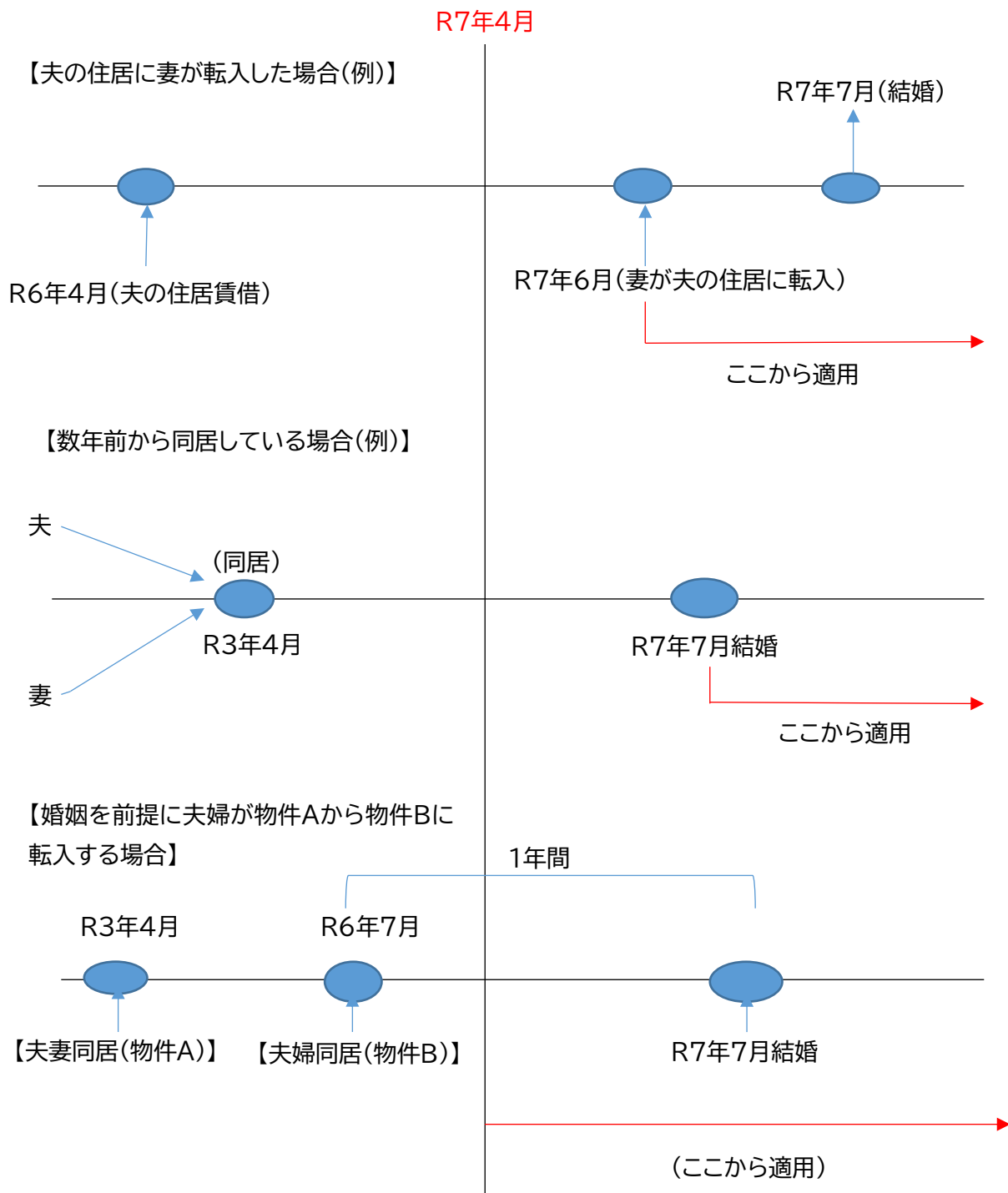
【新婚世帯】

区 分	対象となる費用	対象外となる費用
住宅購入費用	・住宅(建物)の購入に係る費用・新築に係る工事費および設計費	・土地購入代 ・住宅ローン手数料
住宅賃借費用	・賃料 ・敷金 ・礼金 ・共益費 ・仲介手数料	・駐車場代 ・物件の清掃代(入居前のクリーニング)、鍵交換代 ・更新手数料 ・光熱水費 ・設備購入代 ・火災保険料、家財保険料 ・契約一時金、保証金(※地域の商習慣にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限っては対象となります。)
引越費用	・引越業者や運送業者を利用して行った住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用	・不用品の処分費用 ・レンタカー等の利用費用 ・知人等に協力を依頼し引っ越した際に要した費用 等

【継続補助世帯】

区 分	対象となる費用	対象外となる費用
住宅購入費用	・住宅(建物)の購入に係る費用・新築に係る工事費および設計費	・土地購入代 ・住宅ローン手数料
住宅賃借費用	・賃料 ・共益費	敷金、礼金、仲介手数料、駐車場代、物件の清掃代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料ほか
引越費用		補助対象外

賃借に係る補助の始期について



※令和7年度の補助対象者は令和7年1月1日から令和8年2月27日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦となります。